

平成5年11月5日

特別区制度改革の実現に向けて

『新しい豊島区をめざす区民のつどい』

NHK解説主幹 横島庄治氏を講師に迎え講演会等を開催

5日、豊島区民センター（豊島区東池袋1-20）で、『新しい豊島区をめざす区民のつどい』が開催された。豊島区・豊島区議会主催、豊島区町会連合会後援。

特別区制度改革は、平成7年4月の実現に向け最大の山場を迎えようとしている。今年12月には都区の最終案がとりまとめられ、国に対して法律改正を働きかけていくことになっている。そこで、区民と行政、議会が一体となり、特別区制度改革をぜひ実現しようと、今回の「つどい」開催となった。

最初に、特別区制度改革の内容をわかりやすく説明した映画「23区が変わるくらしが変わる」を上映し、式典が行われた後、NHK解説主幹・横島庄治氏により『ごみ減量とリサイクル』と題した講演が行われた。

同氏は、10月1日から実施されている都の半透明ごみ袋の問題から話し始め、今日きわめて深刻かつ緊急の問題となっている東京のごみ問題解決のため、特別区が、資源循環型の社会システムの構築をめざしてリサイクル事業を都とともに積極的に推進している現状を紹介するとともに、特別区制度改革を実現し、特別区が基礎的自治体として清掃事業を自ら実施することで、ごみ減量とリサイクルをより強力に推進していくことが可能になることを指摘。ごみ減量とリサイクルという住民に身近な問題を通して、特別区制度改革の意義、地方自治の意義を解説した。会場には2百人を超える区民らが詰めかけ、氏の具体例を織り交ぜた分かりやすい解説に聞き入っていた。

※

※

※

特別区制度改革については、昨年8月に特別区長会が議長会とともに「制度改革実現のための活動方針」を決定し、2次にわたる「行動計画」を策定した。同年10月には各区に移管準備担当組織が設置されるとともに、都区による「都区制度改革に関する中間のまとめ」がとりまとめられた。今年に入ってから、5月に都から「中間のまとめ」とは取れない「清掃事業のあり方」について労使間で共通認識に達した旨の報告を受け、特別区としては、これにより関係者との話し合いに大きな前進があるものと期待し、都における協議の進展を見守ってきた。しかしその後、都からの新たな提案はなく「8月最終素案のとりまとめ」も見送られたままになっている。

そこで、10月8日には、第3次行動計画が策定され、全区を挙げて制度改革の実現に取り組むことになった。今回の「つどい」は同計画に基づいて、区民のより一層の理解と協力を得るために開催されたものだ。

なお、豊島区においても、以上の動きと平行して、昨年10月1日に移管準備担当部長及び清掃事業担当課長を設置。さらに今年4月には、区長を本部長とする「豊島区制度改革推進本部」を設置するなど、制度改革実現に向け動きを強化している。

【資料】

- ①「特別区制度改革をめぐる動き（中間のまとめ以降）」
- ②「第3次行動計画」（平成5年10月8日・特別区制度改革推進本部決定）

詳細 企画課制度改革推進担当

特別区制度改革をめぐる動き（中間のまとめ以降）

資料 1

- H 4. 1 0. 1 各区が移管準備担当部長及び清掃事業担当課長を設置（10月1日）
- 1 0. 9 都区が、「都区制度改革に関する中間のまとめ」を発表
- 〃 東京都が「都区制度改革の推進方針」を策定
- 1 0. 1 4 東京都が都区制度改革推進本部を設置
- 1 0. 1 6 特別区が「第2次行動計画」を作成し、特別区制度改革推進本部（区長会）、同幹事会（助役会）、特別区制度改革推進委員会（企画部長及び役員総務部長）を設置
- 1 0. 2 3 日比谷公会堂において23区共同大会「新しい23区を実現する集い」を開催。大会終了後、自治省へ要請行動
- H 5. 4. 1 豊島区制度改革推進本部を設置（本部長：区長）
4. 2 8 都と清掃労組が「清掃事業のあり方」について、基本的な共通認識を確認
- 1 特別区を基礎的自治体に位置づけることは自治権拡充の観点から重要な目標である。
 - 2 基礎的自治体となる特別区が清掃事業の全てに責任を負うこと。しかし、23区においては、この原則を直ちに適用できない状況と経緯があること。
 - 3 清掃事業を資源循環型に転換すること。
5. 1 4 都が、区長会に「都区制度改革の進捗状況について」を報告
- ・「概ね8月までに都区の最終素案をまとめ、本年末までに制度改革の実施案について都区合意をしたいと考えている。」
5. 2 1 都議会議員選挙にあたり、区長会が各政党に要望活動
6. 8 第1回豊島区制度改革推進本部会議（「清掃事業のあり方について」の報告等）
6. 2 1 第2回豊島区制度改革推進本部会議（事務事業・税財政の検討状況の報告）
7. 1 5 都が、区長会に都区制度改革の現状について報告
- ・「8月までの最終素案のとりまとめがずれこんだとしても、年内取りまとめの目標は堅持したい。」
8. 1 2 都知事に対して、区長会が、平成6年度都の施策及び予算に関する要望書を提出し、その中で特別区制度の改革を重点事項として要望
8. 1 7 自治大臣に対して、区長会が、平成6年度国の施策及び予算に関する要望書を提出し、その中で特別区制度の改革を重点事項として要望
9. 2 特別区制度改革推進本部（区長会）が第1期清掃施設視察を実施（企画部長参加）

H 5. 9. 10 第3回豊島区制度改革推進本部会議（制度改革の進捗状況の報告等）

9. 22 都と清掃労組の協議再開

10. 8 特別区制度改革推進本部（区長会）が「第3次行動計画」（資料2参照）を作成

- 1 清掃事業の現状把握
- (1) 清掃事業実務調査（プロジェクトチームの設置）（資料3参照）
 - (2) 清掃局への派遣研修
 - (3) 清掃事業研修（①共同研修、②各区研修）
 - (4) 清掃施設等実地調査

- 2 基本的考え方の構築（特別区の「清掃事業のあり方」の構築）
- (1) 「資源循環型清掃事業」のあり方（資料4参照）
 - (2) 「自区内処理の原則」のあり方（ “ ” ）

- 3 受入れに向けた積極的なPR
- (1) 共同PR（資料5参照）
 - (2) 各区PR（資料6参照）

10. 15 特別区制度改革推進本部（区長会）が第2期清掃施設視察を実施（区長、企画課長参加）

10. 28 第4回豊島区制度改革推進本部会議（豊島区清掃事業調査検討部会の設置）

第 3 次 行 動 計 画

平成 5 年 1 0 月 8 日
特別区制度改革推進本部決定
特別区長会了承

特別区の制度改革は「ここ 1、2 年が最後のチャンスであり、この時期を逃しては実現は困難にならざるを得ない」という認識のもとに、昨年 8 月、特別区長会は、議長会とともに「制度改革実現のための活動方針」を決定し、2 次にあたる「行動計画」を策定して関係各方面への要望活動や区側の受入れ体制の整備など、さまざまな取り組みを展開してきた。

この間、昨年 10 月には東京都と特別区は「都区制度改革に関する中間のまとめ」をとりまとめた。本年 5 月、区長会において都から、「中間のまとめ」にとらわれない「清掃事業のあり方」について労使間で共通認識に達した旨の報告を受けた。特別区としては、これにより関係者との話し合いに大きな前進があるものと期待し、都における協議の進展を見守ってきた。しかし、その後都側から新たな提案はなく「8 月最終案のとりまとめ」も見送られたまま今日に至っている。

今回の制度改革は清掃事業の移管が必須の条件である。このため、都の提案を待つまでもなく、特別区における「清掃事業のあり方」について、区自らも具体的に検討していく必要がある。また、状況の変化に的確に対応し、混乱なく円滑に清掃事業の引き継ぎが行われるよう、積極的に区側の受入れ体制を検討していく必要がある。

このような情勢を踏まえ、次のとおり第 3 次行動計画を策定し、全区を挙げて制度改革の実現に不退転の決意で臨むものとする。

1 清掃事業の現状把握

| 事 項 | | 内 容 |
|---------------|-------|--|
| (1) 清掃事業実務調査 | | 各区の推進本部の下に清掃事業移管担当及びリサイクル事業担当等で構成するプロジェクトチームを設置し、自区内の清掃施設の調査を行うなど清掃事業（リサイクルを含む）の現状を把握する。 また、各区ごとに必要な車庫やストックヤードなどの施設整備を検討するとともに、上記「調査」の結果や特別区における「清掃事業のあり方」の検討結果を踏まえ、各区の地域特性を考慮した清掃事業の具体的な展開方法を検討する。 |
| (2) 清掃局への派遣研修 | | 平成 6 年度に各区 1 名以上の職員を清掃局に派遣し、事業のノウハウを習得する。 |
| (3) 清掃事業研修 | ①共同研修 | 平成 6 年度に管理職及び係長級等を対象とした清掃事業（リサイクルを含む）の研修を行う。 なお、平成 5 年度は後期研修計画の中で管理職を対象に実施する。 |
| | ②各区研修 | 平成 6 年度に管理職及び係長級等を対象とした清掃事業（リサイクルを含む）の研修を行う。 |
| (4) 清掃施設等実地調査 | | 区長等幹部職員による最終処分場、中間処理施設等の実地調査を実施する。 なお、既に計画中の清掃施設の視察（10月15日）には、可能な限り全区長が参加するものとする。 |

2 基本的考え方の構築

| 事 項 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 特別区の「清掃事業のあり方」の構築 | 特別区が近い将来運営主体となることを想定し、下記の検討を行い清掃事業全般にわたる特別区としての基本的な考えを確立する。 |
| ①「資源循環型清掃事業」のあり方 | ゴミの発生抑制と再利用や資源化を推進する社会システムへの転換を図るための手法を検討する。 |
| ②「自区内処理の原則」のあり方 | 中間処理施設および最終処分場の整備・運営等のあり方について検討する。 |

3 受入れに向けた積極的なPR

| 事 項 | 内 容 |
|-------------|--|
| (1) 共 同 P R | 平成6年1月26日開催予定の共同大会において、「清掃問題」を中心テーマに据え、特別区が清掃事業の運営主体となる決意を強力に打ち出す。 |
| (2) 各 区 P R | 既存のPR計画の見直しを図り、清掃事業に対する特別区の取り組みを積極的にPRしていくものとする。 |
| ① 広報紙の活用 | 11月～12月発行の各区広報紙において、第3次行動計画など清掃事業移管の特集記事を掲載する。また、清掃施設の視察など、今後の動きに応じた関連記事を積極的に掲載する。 |
| ② その他 | パンフレット、ポスター、ビデオ等を各区の大会、イベント、研修等を通じて積極的に活用するとともに、文字放送、CATV等、あらゆる広報媒体を通じた多種・多様なPR活動を展開することとする。 |